

《 平川市 訪問介護サービス基準比較表 》

① 人員に関する基準

指定訪問介護・訪問介護相当サービス (現行サービス)	訪問型サービスA (基準緩和型サービス)
《従業者》	
●訪問介護員 (有資格者) 常勤換算2.5以上(※) ※サービス提供責任者を含む。	●従事者 (有資格者、市認定ヘルパーの活用可) 1以上の必要数(※) ※サービス提供責任者を含む。
●サービス提供責任者	
(有資格者) 利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1以上	(有資格者、市認定ヘルパーの活用可) 専従1以上
《管理者》	
●管理者 (必要な資格:なし) 専従常勤1以上	専従1以上

② 設備に関する基準

指定訪問介護・訪問介護相当サービス (現行サービス)	訪問型サービスA (基準緩和型サービス)
●設備・備品等	
・サービスの提供に必要な設備、備品等	・サービスの提供に必要な設備、備品等
●区画	
・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画	・事業の運営に必要な広さを有する区画

③ 運営に関する基準

指定訪問介護・訪問介護相当サービス (現行サービス)	訪問型サービスA (基準緩和型サービス)
●提供するサービス	
身体介助、生活援助 ⇒利用者の様態により利用時間は異なる	生活援助のみ ⇒サービス提供時間は60分未満
●運営規程	
事業の目的及び運営の方針等	事業の目的及び運営の方針等

《 平川市 訪問介護サービス基準比較表 》(現行サービスと一体的運営の場合)

① 人員に関する基準

指定訪問介護・訪問介護相当サービス (現行サービス)	訪問型サービスA (基準緩和型サービス)
<p>《従業者》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●訪問介護員 (有資格者) 常勤換算2.5以上(※) ※サービス提供責任者を含む。 ●サービス提供責任者 (有資格者) 利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1以上 <p>《管理者》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●管理者 (必要な資格:なし) 専従常勤1以上 	<p>指定訪問介護・訪問介護相当サービスと一体的運営の場合</p> <p>左記 指定訪問介護・訪問介護相当サービスの 《訪問介護員等》、《管理者》の人員配置基準を満たしたうえで</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ●従事者 (有資格者、市認定ヘルパーの活用可) 訪問型サービスA利用者数…必要数

② 設備に関する基準

指定訪問介護・訪問介護相当サービス (現行サービス)	訪問型サービスA (基準緩和型サービス)
<ul style="list-style-type: none"> ●設備・備品等 ・サービスの提供に必要な設備、備品等 ●区画 ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 	<p>指定訪問介護・訪問介護相当サービスと一体的運営の場合</p> <p>左記 指定訪問介護・訪問介護相当サービスの 設備に関する基準を満たしていれば、 訪問型サービスAの基準を満たしているものとみなす。</p>

③ 運営に関する基準

指定訪問介護・訪問介護相当サービス (現行サービス)	訪問型サービスA (基準緩和型サービス)
<ul style="list-style-type: none"> ●運営規程 事業の目的及び運営の方針等 	<p>指定訪問介護・訪問介護相当サービスと一体的運営の場合</p> <p>左記 指定訪問介護・訪問介護相当サービスの 運営に関する基準を満たしていれば、 訪問型サービスAの基準を満たしているものとみなす。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●提供するサービス 身体介助、生活援助 ⇒利用者の様態により利用時間は異なる 	<ul style="list-style-type: none"> ●提供するサービス 生活援助のみ ⇒サービス提供時間は60分未満